

まちなか（中心市街地）活性化事業委託
公募型プロポーザル実施要領

令和6年4月10日

西脇市 都市経営部まちづくり課

1 趣旨

本要領は、まちなか（中心市街地）活性化事業（以下「本事業」という。）を委託する事業者を選定するための公募型プロポーザルの実施に関し、必要な事項を定めるものである。

2 事業概要

(1) 事業名

まちなか（中心市街地）活性化事業

(2) 事業内容

別紙「まちなか（中心市街地）活性化事業委託仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和7年3月31日（月）まで

(4) 提案限度額（消費税額及び地方消費税相当額を含む。）

3,000,000円

(5) 事業計画書及び事業報告書

別紙「まちなか（中心市街地）活性化事業委託仕様書」のとおり

3 まちなか（中心市街地）活性化事業受託候補者選定委員会の設置 まちなか（中心市街地）活性化事業受託候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、公募型プロポーザルにより、審査及び評価を行い、受託候補者を選定する。

4 参加資格事業者の要件等

(1) 参加資格事業者要件

本事業の受託候補者選定に参加する事業者（以下「応募事業者」という。）は、次の要件を全て満たさなければならない。

ア 西脇市の入札参加資格者名簿に登録されている事業者であること。

ただし、登録されていない事業者については、5の(1)の追加登録期間に登録を行った事業者であること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 国税及び地方税を滞納していないこと。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

オ 西脇市指名停止基準において、指名停止に該当しないこと。

なお、本事業の公募型プロポーザルの公告日から参加表明書の提出期限までに指名停止措置を受けた場合は、参加資格を失うものとする。

カ 西脇市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年西脇市条例第26号）に規定する暴力団等でないこと。

(2) 参加資格の確認

応募事業者の参加資格の確認は、参加表明書の提出を基準とする。ただし、参加資格確認後から審査結果の決定日までに参加資格を欠くような事態が生じた場合は、失格とする。

5 競争入札参加資格の追加登録

(1) 受付期間

令和6年4月10日（水）から5月7日（火）までの平日

(2) 受付時間

午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで

(3) 提出先

〒677-8511 兵庫県西脇市下戸田 128番地の1
西脇市役所3階 都市経営部管財課

(4) 提出方法

持参又は郵送

(5) 提出書類

西脇市ホームページを参照のこと。

URL <https://www.city.nishiwaki.lg.jp>

令和6年4月10日公告 まちなか（中心市街地）活性化事業委託公募型プロポーザル

(6) その他

追加登録は、本要領の参加資格の条件を全て満たす者で、本プロポーザルに参加申込みを行うものに限りに、受付を行う。

6 質疑書の受付及び回答

(1) 本事業委託についての説明会は実施しない。

(2) 質疑書の様式は任意とする。該当箇所及び質疑内容が分かるように記載すること。

(3) 提出期限内に電子メールによりまちづくり課へ提出すること。

まちづくり課 machi@city.nishiwaki.lg.jp

※ 表題は「まちなか（中心市街地）活性化事業委託公募型プロポーザル質疑書」とし、本文には、「郵便番号、住所、電話番号、事業者名、部署名、担当者名、電子メールアドレス」を記入すること。

- (4) 質疑に対する回答は、西脇市ホームページに掲載する。
 なお、質疑への回答書は、実施要領等の追加又は修正とみなす。
 URL <https://www.city.nishiwaki.lg.jp>
 令和6年4月10日公告 まちなか（中心市街地）活性化事業委託公募型プロポーザル

7 参加表明書等関係書類の提出

(1) 提出書類

提出書類	提出部数、留意事項等
【様式第1号】参加表明書 (兼参加資格審査申請書)	原本1部 代表者の印を押印すること。
【様式第2号】参加辞退届	原本1部 代表者の印を押印すること。 参加表明書の提出後に、参加を 辞退する場合は、提出すること。
【様式第3号】まちなか (中心市街地) 活性化事業 委託に係る提案書	正本1部、副本10部、電子媒体 1部 表紙に代表者の印を押印するこ と（正本のみ）。
見積書（任意様式）	正本1部、電子媒体1部 代表者の印を押印すること。 業務の税込金額を記載すること。
積算内訳書（任意様式）	正本1部、電子媒体1部 見積書の積算内訳を記載するこ と。

電子媒体は計1部、CD-R/RW又はDVD-R/RWとする。

電子ファイルは、Microsoft Office又はAdobe Acrobatにて
参照可能な形式とし、圧縮やパスワード設定は行わないこと。

(2) 提出先

〒677-8511 兵庫県西脇市下戸田 128番地の1
西脇市役所3階 都市経営部まちづくり課

(3) 提出方法

提出期限までに、持参又は郵送（封筒の表に朱書きで「まちなか（中心市街地）活性化事業委託公募型プロポーザル参加」と記載）すること。

なお、参加表明書のみ電子メールによる提出を可とする。

まちづくり課 machi@city.nishiwaki.lg.jp

※ 表題は「まちなか（中心市街地）活性化事業委託公募型プロポーザル参加表明書」とし、本文には、「郵便番号、住所、

電話番号、事業者名、部署名、担当者名、電子メールアドレス」を記入すること。

8 プレゼンテーション・審査

(1) 資格審査

提出書類から、資格要件を満たしているか書類審査を行う。

(2) プレゼンテーション

ア 日時

令和6年5月21日（火） 時間等詳細は別途通知

イ 場所

西脇市役所3階 大会議室

ウ 実施時間

プレゼンテーション20分以内、質疑応答15分以内とする。

※ 準備・撤収は、審査前後の10分間の休憩時間に行うこと。

エ 準備物

パソコン等を使用する場合は、各自で準備すること。

（プロジェクター、スクリーンは市で用意する。）

オ 出席者

責任者を含め3人までとする。

カ プレゼンテーション及びヒアリング審査の順番

提案書等関係書類の受付順とする。なお、辞退が出た場合は、順次繰り上げる。

(3) 審査

まちなか（中心市街地）活性化事業委託に係る提案書、見積書、プレゼンテーションから、選定委員会が別紙「まちなか（中心市街地）活性化事業委託に係る公募型プロポーザル評価項目」に定める評価項目に基づき審査し、優先交渉権者及び次位得点者を決定する。

総合評価が同じ場合は選定委員会の多数決により決定し、同数の場合は、委員長が決定する。

なお、審査内容は非公開とし、審査結果についての異議申し立ては認めない。

9 失格事項

応募事業者又は応募事業者の提出した書類が次のいずれかに該当する場合は、当該応募事業者は失格とする。

(1) 書類に虚偽の記載があった場合

(2) 実施要領等に違反した場合

(3) 公正を欠いた行為があったとして選定委員会が認めた場合

- (4) 書類に不備、錯誤があり、選定委員会が再提出を指示したにもかかわらず、期限内に提出されなかった場合
- (5) 正当な理由なくプレゼンテーション、ヒアリングに応じなかった場合
- (6) 公告の日から契約締結日までに参加資格を欠く事態が生じた場合

10 提出書類に関する留意事項

(1) 実施要領等の承諾

応募事業者は、提出書類の提出をもって、実施要領等の記載内容を承諾したものとみなす。

(2) 費用の負担

提出書類の作成に関して必要な書類は、応募事業者の負担とする。

(3) 著作権

応募事業者から、実施要領等に基づき提出された提出書類の著作権は、原則として応募事業者に帰属する。ただし、西脇市は、選定結果の公表等に必要な場合には、提出書類の内容は使用できるものとする。

(4) 提出書類の取扱い

ア 西脇市が受理した提出書類については、理由の如何にかかわらず返却しない。

イ 提出書類は、必要に応じ複写（庁内及び選定委員会での使用に限る。）することがある。

ウ 受託候補者以外の提出書類の内容は、応募事業者の承諾なしには利用しない。

エ 提出書類について、西脇市情報公開条例（平成17年西脇市条例第21号）の規定に基づき、その内容の全部又は一部を公開する場合があるので、不開示を希望する情報が含まれている場合は、当該部分の指定とその理由を明記すること。

(5) 提出書類の変更

西脇市が受理した提出書類は、明らかな間違い、軽微な修正を除き、受理後の内容変更を認めない。ただし、選定委員会から要請があったものについてはこの限りではない。

(6) 西脇市が提示する資料の取扱い

西脇市が提示する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。また、この検討の範囲内であっても、西脇市の了承を得ることなく、第三者に対してこれを使用させ、又は内容を提示することを禁ずる。

(7) 提出書類の追加提出

西脇市が提出書類の追加提出を求めた場合には、迅速に応じること。

11 受託候補者の決定

西脇市は優先交渉権者と契約締結に向けた協議を行い、協議が成立した場合に受託候補者として決定するものとする。協議が成立しなかった場合又は契約締結までに優先交渉権者が失格となった場合は、次位得点者を優先交渉権者として詳細協議を行う。

12 審査結果の公表及び通知

審査結果は、優先交渉権者の名称及び評価合計点並びに他の提案者の評価合計点について、令和6年5月29日（水）までに西脇市ホームページに掲載するとともに別途文書で応募事業者全員に通知する。

また、審査結果通知前に電話や来訪、電子メール等による問合せには応じない。なお、審査結果について異議の申し立ては受け付けない。

13 公募型プロポーザル実施スケジュール

事項	日時
公募開始	令和6年4月10日（水）
質疑書の提出期限	令和6年4月17日（水） 午後5時15分まで（必着）
質疑書の回答	令和6年4月24日（水）
参加表明書の提出期限 ※ 電子メールによる提出可	令和6年5月7日（火） 午後5時15分まで（必着）
まちなか（中心市街地）活性化事業委託に係る提案書、見積書、積算内訳書の提出期限	令和6年5月14日（火） 午後5時15分まで（必着）
プレゼンテーション及びヒアリング審査	令和6年5月21日（火）
受託候補者（優先交渉権決定者）の通知	令和6年5月29日（水）
業務委託契約の締結	令和6年6月3日（月）

14 問合せ先

西脇市 都市経営部まちづくり課 担当 二若

電 話 : 0795-22-3111

メー ル : machi@city.nishiwaki.lg.jp